

チカラン日本人学校通学基本方針

チカラン日本人学校・児童・生徒の通学上の安全を図るため、基本方針を定める。

1. 本校への通学は保護者の責任において行われるものである。通学方法としては、当地の治安状況及び交通事情を考慮して、保護者の送迎による通学が望ましい。保護者は、自らの責任で通学方法を選択するものであるが、保護者の送迎以外の通学方法を利用する場合は、緊急時の安全対策上、その旨を学校に届けるものとする。
2. 自家用バス（主にコンプレックスのオーナーなどが独自にバス会社と契約を結び、学校への送迎バスとしているバス）による通学も可能とする。自家用バスを利用する場合、バスの運行責任はあくまでもオーナーにあるため、オーナーとバス会社、利用者が一体となって安全面を配慮したルール、緊急時の安全対策などを学校と事前協議するものとする。
3. 「安全対策（基本方針）」及び「通学に関する安全対策」に定められた学校の危機管理体制が、有効に機能するためには保護者の一致した協力が不可欠であり、学校は児童・生徒の生命身体の保護を最優先課題として、在外公館、学校維持会等関係諸機関と連携し、保護者の協力を得てその職責を全うする。